

平成30年度 利用者負担額(保育料)表

●教育認定子ども(1号認定)の保育料月額

[利用施設:幼稚園、認定こども園(教育部分)]

階層区分	国基準		阿蘇市			
	階層	1子	階層	1子	2子	3子以降
①生活保護世帯	1	0円	A	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	2-2	3,000円	B-2	3,000円	0円	0円
③所得割課税額 77,100円以下	3-2	10,100円	C-2	6,500円 ※	3,250円 ※	0円
④所得割課税額 211,200円以下	4	20,500円	D	13,400円	6,700円	0円
⑤所得割課税額 211,201円以上	5	25,700円	E	16,800円	8,400円	0円

■ひとり親家庭、在宅障がい児(者)のいる世帯等の場合

階層区分	国基準		阿蘇市			
	階層	1子	階層	1子	2子	3子以降
①生活保護世帯	1	0円	A	0円	0円	0円
②市町村民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	2-1	0円	B-1	0円	0円	0円
③所得割課税額 77,100円以下	3-1	3,000円	C-1	3,000円	0円	0円
④所得割課税額 211,200円以下	4	20,500円	D	13,400円	6,700円	0円
⑤所得割課税額 211,201円以上	5	25,700円	E	16,800円	8,400円	0円

○保育料は、児童の父母の市町村民税額の合算額によって決定します。(祖父母等が家計の主宰者である場合には、祖父母等の税額も合算して保育料を算定します。)

○階層区分決定の基礎となる市町村民税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの税額控除を適用する前の額となります。

○毎年9月が保育料の切り替え時期になります。(4月～8月は前年度市町村民税で、9月～3月は当該年度市町村民税で算定します。)

○この保育料のほか、各園により教材費や行事費などの実費等の負担が必要な場合があります。

○私立認定こども園等の保育料は、施設・事業者が支払先となります。

○年収約360万円未満相当世帯(表中の網掛けされた階層)は、多子計算に係る年齢制限が撤廃されています。(裏面参照)

○幼児教育の無償化に向けた取組の段階的推進として、平成30年度においては※部分の負担軽減が拡充されています。

○熊本県多子世帯子育て支援事業により、18歳未満の児童を3人以上扶養している家庭で、3番目以降の児童が保育施設を利用する場合、保育料が無料となります。(E階層を除く)